

# 「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 9 月 4 日  
宮崎県木材協同組合連合

## (趣旨)

第 1 条 宮崎県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う木材需要の落ち込みに対応するため、みやざき材を活用した住宅の普及を促進することにより、県産材需要の回復・拡大を図ることを目的に、予算で定めるところにより、県産材を使用した住宅のPRと一般消費者の購買意欲を後押しする木造住宅建設等への支援を実施するものとし、その支援については、この要綱に定めるところによる。

## (補助事業者)

第 2 条 前条の支援の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他支援が適当でないと会長が認める者でないこと。

## (補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の支援の交付の対象となる事業実施主体、経費（以下、「補助対象経費」という。）及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金交付申請は、補助金交付申請書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 7 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 8 号）
- (3) 対象住宅の詳細に関する証明書（別記様式第 9 号）

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

## (補助条件)

第 5 条 補助条件は次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業（第 3 条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後 5 年間整理保存すること。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の遂行等)

第7条 補助金の増減を伴う変更が生じる場合には、速やかに県木連に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第11号)
- (2) 収支決算書(別記様式第8号)
- (3) 補助対象工事完了証明書(様式第12号)
- (4) 県産材等使用証明書(様式第13号)
- (5) 「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業補助金請求書(様式第14号)

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業実施主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 県木連に提出する書類の部数は、それぞれ2部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年度の予算に係る「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業から適用する。

別表（第3条関係）

| 事業区分                 | 事業実施主体   | 補助対象経費   | 補助率   |
|----------------------|--|--|---|
| 「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業 |  |  |   |
| 住宅リフォームへの支援          | <p>住宅のリフォームに係る木工事を契約した個人であって、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>ア 木工事に係る総木材使用量の80%以上に県産材を使用するものであること</p> <p>イ 県内に所在し自らの住宅をリフォームするものあること</p> <p>ウ 補助事業者等が行う県産材住宅のPRに協力が可能なものであること</p> <p>エ 住宅リフォーム工事の請負契約を締結しているものであって、かつ補助事業交付決定日以降に、着工するものであること</p> <p>オ 補助事業年度内に、工事完了が確実であると認められるものであること。</p> | 住宅のリフォームを行う施主に対し、リフォーム工事のうち、木工事（県産材の購入費、またその工事に必要な設置経費、仮設経費など）に要する経費 | 10分の10以内（リフォーム工事のうち、木工事に係る経費の3分の1以内とし、10万円を上限とする） |

※1 「県産材」とは、県内の製材工場で国産材を加工した製品をいう。

※2 「合法木材」とは、森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材をいう。